

豊中市建築同意事務処理要綱

(目的)

第1条 この要綱は、消防法（昭和23年法律第186号。以下「法」という。）第7条に規定する建築に関する同意事務の取扱い並びに法第17条に定める消防用設備等の設置指導に関する事務処理について必要な事項を定めることを目的とする。

(用語の定義)

第2条 この要綱における用語の定義は、次に定める各号による。

- (1) 建基法とは、建築基準法（昭和25年法律第201号）をいう。
- (2) 同意事務とは、建基法第93条第1項に規定する許可又は確認の同意並びに同法第18条第2項に規定する計画通知の審査及び同法第93条第4項に規定する通知に係る事務処理をいう。
- (3) 申請書とは、建基法に規定する確認申請書、許可申請書及び計画通知をいう。
- (4) 防火の規定とは、消防法等関係法令の防火に関する規定をいう。
- (5) 着工・設計届とは、工事整備対象設備等着工届出書及び消防用設備等設計届出書をいう。
- (6) 設置届とは、消防用設備等（特殊消防用設備等）設置届出書をいう。
- (7) 検査済証とは、消防用設備等・特殊消防用設備等検査済証（消防法施行規則別記様式第1号の2の3の2）をいう。
- (8) 建築同意審査情報とは同意審査書（建築物）、同意審査書棟情報、同意審査書 審査事項／通知書情報、同意審査書通知書／指導事項、同意審査書 消防用設備状況をいう。
- (9) 局とは、消防局をいう。
- (10) 署とは、所轄消防署をいう。
- (11) 電算処理とは、申請書、届出書等の受理事務及び情報を

消防 O A システムにより処理することをいう。

(12) 増設工事等とは、消防用設備等に係る工事の区分において、新設、増設、移設、取替え、改造、補修、撤去のことをいう。

(同意事務の主体)

第 3 条 建築主事等との間における法第 7 条第 1 項の規定に基づく消防同意及び建基法第 9 3 条第 4 項の規定に基づく通知の受理は、消防長が行うものとする。

(同意処理経路)

第 4 条 建築主事又は指定確認検査機関から申請書の送付があった場合は、局において受付を行い、同意事務の処理経路は、次によるものとする。

(1) 送付された申請書は、局において審査する。

(2) 同意、不同意等の判定後、申請書を建築主事又は指定確認検査機関に返付する。

(同意期間)

第 5 条 法第 7 条第 2 項に規定する同意期間は、次によるものとする。

(1) 開始日は、申請書を受理した日の翌日とする。

(2) 郵送等による申請書が到達した場合は、執務時間（市役所執務期間に関する規則（昭和 23 年規則第 30 号）に定める時間）内にあつては当日を受理した日とし、執務時間後にあつては翌日（休日（豊中市の休日を定める条例（平成 2 年条例第 11 号）第 1 条第 1 項に掲げる日）となるときは、その翌日）を受理した日とする。

(3) 同意期間の終了日が休日となるときは、その翌日とする。

(同意処理基準)

第 6 条 同意事務については、防火の規定を基準として審査し、次に掲げるところにより処理するものとする。

- (1) 建築計画が防火の規定に適合している場合は、同意とする。
- (2) 建築計画が防火の規定に違反している場合は、その理由を付して不同意とする。
- (3) 建築計画では、同意の判定ができない場合又は計画が現地と相違し、防火の規定上支障があり計画変更を要する場合は、その理由を付して審査不能とする。

(同意事務処理)

第7条 同意の事務処理は、次により行うものとする。

- (1) 申請書の事務処理は、消防OAシステムの建築同意審査情報により同意審査書(建築物)(様式第1号)、同意審査書棟情報(様式第2号)、同意審査書審査事項/通知書情報(様式第3号)、同意審査書通知書/指導事項(様式第4号)、同意審査書消防用設備状況(様式第5号)を作成するものとする。
- (2) 審査後は、建築主事又は指定確認検査機関並びに建築主あてに、付せん(様式第6号、様式第6号の2、様式第6号の3、様式第7号、様式第7号の2)をそれぞれ作成し、申請書に添付するものとする。
- (3) 同意する場合は、申請書の消防関係同意欄にゴム印(様式第8号)を押し、その上に公印を押し、建築主事又は指定確認検査機関に返付するものとする。
- (4) 不同意又は審査不能の場合は、消防法第7条に基づき不同意通知書(様式第9号)に違反条項及び理由を付し、公印を押し、申請書に添付し、建築主事又は指定確認検査機関に返付するものとする。

(同意後の設備指導)

第8条 同意後の法第17条に規定する消防用設備等の設置指導については、局において着工から完成までの事務処理を行い、当該消防用設備等の技術上の基準に適合するよう指導するものとする。

(着工・設計届の事務処理)

第9条 着工・設計届の事務処理については、次により行うものとする。

- (1) 着工・設計届に関係図書を添付したものを、2通提出させるものとする。
- (2) 着工・設計届が提出されたときは、内容を審査し、必要に応じて関係者に対し、工事の施工その他必要な事項について指導するとともに電算処理するものとする。
- (3) 着工・設計届に係る工事について、着工から完成までの間、必要に応じ中間検査を行うことができる。

(設置届の事務処理)

第10条 設置届の事務処理については、次により行うものとする。

- (1) 設置届は、2通提出させるものとする。
- (2) 設置届が提出されたときは、関係者に対し、消防用設備等の検査の方法その他必要事項について指導するとともに電算処理するものとする。

(消防用設備等の特例等)

第11条 消防用設備等の特例願の事務処理については、次により行うものとする。

- (1) 消防用設備等特例願出書(様式第10号。以下「特例願」という。)に関係図書を添付したものを2通提出させ、特例願の内容を審査し、電算処理するものとする。
- (2) 特例適用を行っても支障がないと認めたときは、特例願の副本に受付印を押し、届出者に返却するものとする。ただし、特例適用を行うことができないと認めたときは、特例願に押印せず、2通を返却するものとする。

(完成検査)

第 1 2 条 設置届の提出があれば、署と連絡を密にして完成検査を実施するものとする。

(検査結果報告)

第 1 3 条 完成検査を実施した結果、消防用設備等の技術上の基準に適合していると認めるときは、次により消防長に報告するものとする。

- (1) 検査結果報告書(様式第 1 1 号。以下「報告書」という。)により報告するものとする。
- (2) 報告書は、設置届に添付するものとする。
- (3) 検査結果については、電算処理するものとする。

(検査済証の交付)

第 1 4 条 完成検査を実施した結果、消防用設備等の技術上の基準に適合していると認めるときは、検査済証を交付するものとする。ただし、消防法第 1 7 条の 3 の 2 に規定する検査を受けなければいけない防火対象物以外の防火対象物にあっては、検査済証を発行せず消防用設備等設置届の副本に「検査担当者」のゴム印及び担当者の署名又は押印したものを交付することができる。

2 検査済証は、次により交付するものとする。

- (1) 検査済証は、検査結果の報告の後交付するものとする。
- (2) 検査済証は、設置届を受理した消防用設備等について一括して交付するものとする。
- (3) 検査済証の交付は、電算処理を行い交付するものとする。

(消防用設備等の増設工事等)

第 1 5 条 同意事務を伴わない消防用設備等の増設工事等の事務処理については、第 8 条から第 1 4 条までを準用し、処理するものとする。

(工事中の防火安全対策)

第16条 新築及び増改築等工事中の防火対象物については、消防用設備等の設置指導と併せて防火安全対策を指導するものとする。ただし、必要と認めるものについては、工事期間中の防火安全対策届出書（様式第12号）を提出させるものとする。

（統計報告等）

第17条 統計報告の事務処理については、消防OAシステムにより報告するものとする。

（委任）

第18条 この要綱の施行について必要な事項は、予防課長が定めるものとする。

附 則

（平成18年10月20日豊消予第57号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則

（平成23年4月1日豊消予第2号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則

（平成27年2月19日豊消予第190号消防長通知）
この要綱は、平成27年4月1日から施行する。

附 則

（平成29年7月12日豊消予第55号消防長通知）
この要綱は、通知の日から施行する。

附 則

（平成31年3月27日豊消予第234号消防長通知）
この要綱は、平成31年4月1日から施行する。

同意審査書(建築物)

同意	年月日		決 裁 欄
	番 号	第 号	
審査の結果、下記のとおり同意してよろしいか。			

受 付 日	年 月 日	申請種別	
6条種別	第6条第1項 号	工事種別	
関係機関		建築受付	年 月 日
計画変更	第 号	建築番号	第 号

名 称	主要用途	
	用途区分	
申 請 地	防火地域	
	用途地域	

建築主	住 所	
	氏 名	
	電 話	

設計者	住 所	
	氏 名	
	電 話	

敷地面積	㎡	申請棟数	棟	危険物	製造所	貯蔵所	取扱所
	申請部分	申請以外の部分	合 計		前面道路	側	m
建築面積	㎡	㎡	㎡	建ぺい率	/	100	
延べ面積	㎡	㎡	㎡	容積率	/	100	

着工予定日	年 月 日	完成予定日	年 月 日
-------	-------	-------	-------

備 考	
-----	--

同意審査書 審査事項／通知書情報

棟 番 号

1 - 0

	建築基準法に係わる審査事項	法令条項／内容等
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

	必要な届出	通知内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		
11		
12		
13		
14		
15		
16		
17		
18		
19		
20		

同意審査書 通知書情報／指導事項

棟番号	-
-----	---

その他通知事項		通知内容
1		
2		
3		
4		
5		
6		
7		
8		
9		
10		

通知書備考	
-------	--

指導事項	
------	--

消 建 第 号
年 (年) 月 日

様

豊 中 市 消 防 局

消防関係法令に基づく消防用設備等の設置について

本申請建築物について、消防法関係法令に基づき下記の☑印のとおり消防用設備等の設置届出等が必要です。建築主等に建築工事着手又は、完了迄に設置及び届出等するようにご指導願います。

消防法第17条の規定に基づく消防用設備等の設置

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

消防法第8条の3の規定による防災対象物品（どん張、カーテン、じゅうたん、暗幕等）は防災性能を有するものの使用

消防関係法令に基づく各種届出

- 防火対象物使用開始届出書
- 炉・温風暖房機・給湯湯沸設備
乾燥設備・火花を生じる設備
厨房設備・ヒートポンプ冷暖房機
ボイラー・放電加工機設置届出書
- サウナ設備設置届出書
- 変電・発電・燃料電池発電・蓄電池設備設置届出書
- ネオン管灯設備設置届出書
- 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書
- 工事現場に設ける仮設事務所等設置届出書

消防局予防課と危険物に関する打合わせ

消 建 第 号
年 (年) 月 日

豊中市建築主事様

豊中市消防局

建築基準法第18条に基づく計画通知について（通知）

本計画の建築物については、消防関係法令の規定に基づき下記 印のとおり消防用設備等の設置及び届出等を要するので通知します。

消防法第17条の規定に基づく消防用設備等の設置

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

消防法第8条の3の規定による防災対象物品（どん張、カーテン、じゅうたん、暗幕等）は防災性能を有するものの使用

消防関係法令に基づく各種届出

- 防火対象物使用開始届出書
- 炉・温風暖房機・給湯湯沸設備
乾燥設備・火花を生じる設備
厨房設備・ヒートポンプ冷暖房機
ボイラー・放電加工機設置届出書
- サウナ設備設置届出書
- 変電・発電・燃料電池発電・蓄電池設備設置届出書
- ネオン管灯設備設置届出書
- 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書
- 工事現場に設ける仮設事務所等設置届出書

消防局予防課と危険物に関する打合わせ

消 建 第 号
年 (年) 月 日

大 阪 府 建 築 主 事 様

豊 中 市 消 防 局

建築基準法第18条に基づく計画通知について（通知）

本計画の建築物については、消防関係法令の規定に基づき下記 印のとおり消防用設備等の設置及び届出等を要するので通知します。

消防法第17条の規定に基づく消防用設備等の設置

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

消防法第8条の3の規定による防災対象物品（どん張、カーテン、じゅうたん、暗幕等）は防災性能を有するものの使用

消防関係法令に基づく各種届出

- 防火対象物使用開始届出書
- 炉・温風暖房機・給湯湯沸設備
乾燥設備・火花を生じる設備
厨房設備・ヒートポンプ冷暖房機
ボイラー・放電加工機設置届出書
- サウナ設備設置届出書
- 変電・発電・燃料電池発電・蓄電池設備設置届出書
- ネオン管灯設備設置届出書
- 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書
- 工事現場に設ける仮設事務所等設置届出書

消防局予防課と危険物に関する打合わせ

消 建 第 号
年 (年) 月 日

様

豊 中 市 消 防 局

消防関係法令に基づく指導について
本申請建築物について、下記の☑印のとおり指導します。

☑ 消防法第17条の規定に基づき下記の消防用設備等の設置が必要ですので、建築工事完了までに設置してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

上記消防用設備等の工事をするときは、工事着手の10日前までに消防用設備等の着工届、設計届を豊中市消防局予防課設備開発指導係 (Tel -) に提出してください。

消防法第8条の3の規定による防災対象物品 (どん張、カーテン、じゅうたん、暗幕等) は防災性能を有するものを使用してください。

消防関係法令に基づき、工事着手又は完成前に下記の届出書を所轄消防署に提出してください。※所轄消防署は、豊中市 消防署 (Tel -) です。

- | | |
|--|------------------|
| <input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始届出書 | 使用開始の7日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 炉・温風暖房機・給湯湯沸設備
乾燥設備・火花を生じる設備
厨房設備・ヒートポンプ冷暖房機
ボイラー・放電加工機設置届出書 | 設置の日の5日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> サウナ設備設置届出書 | 設置の日の5日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 変電・発電・燃料電池発電
蓄電池設備設置届出書 | 設置の日の5日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> ネオン管灯設備設置届出書 | 設置の日の5日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書 | 設置の日の7日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 工事現場に設ける仮設事務所等設置届出書 | 設置の日の3日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 防火管理者選任届出書 | 防火対象物使用時は届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 消防計画 | 防火対象物使用時は届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 防災管理者選任届出書
自衛消防組織設置届出書 | 防火対象物使用時は届出のこと |

危険物に関する打合わせを行ってください。豊中市消防局予防課 (Tel -)

消防用設備等の点検を実施し、年に1回 消防署へ報告してください。

防火対象物点検資格者による点検を実施し、その結果を防火対象物点検結果報告書により毎年報告してください。

防災管理点検資格者による点検を実施し、その結果を防災管理点検結果報告書により毎年報告してください。

様

豊 中 市 消 防 局

建築基準法第18条に基づく計画通知について (通知)

本計画の建築物については、消防関係法令の規定に基づき下記☑印の設置及び届出等を要するので通知します。

☑ 消防法第17条の規定に基づき下記の消防用設備等の設置が必要ですので、建築工事完了迄に設置してください。

- | | |
|--------------------------|--------------------------|
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |
| <input type="checkbox"/> | <input type="checkbox"/> |

上記消防用設備等の工事をするときには、工事着手の10日前までに消防用設備等の着工届、設計届を豊中市消防局予防課設備開発指導係 (Tel -) に提出してください。

消防法第8条の3の規定による防災対象物品 (どん張、カーテン、じゅうたん、暗幕等) は防災性能を有するものを使用してください。

消防関係法令に基づき、工事着手又は完成前に下記の届出書を所轄消防署に提出してください。※所轄消防署は、豊中市 消防署 (Tel -) です。

- | | |
|--|------------------|
| <input type="checkbox"/> 防火対象物使用開始届出書 | 使用開始の7日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 炉・温風暖房機・給湯湯沸設備
乾燥設備・火花を生じる設備
厨房設備・ヒートポンプ冷暖房機
ボイラー・放電加工機設置届出書 | 設置の日の5日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> サウナ設備設置届出書 | 設置の日の5日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 変電・発電・燃料電池発電
蓄電池設備設置届出書 | 設置の日の5日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> ネオン管灯設備設置届出書 | 設置の日の5日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 少量危険物・指定可燃物貯蔵取扱い届出書 | 設置の日の7日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 工事現場に設ける仮設事務所等設置届出書 | 設置の日の3日前までに届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 防火管理者選任届出書 | 防火対象物使用時は届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 消防計画 | 防火対象物使用時は届出のこと |
| <input type="checkbox"/> 防災管理者選任届出書
自衛消防組織設置届出書 | 防火対象物使用時は届出のこと |

危険物に関する打合わせを行ってください。 豊中市消防局予防課 (Tel -)

消防用設備等の点検を実施し、年に1回 消防署へ報告してください。

防火対象物点検資格者による点検を実施し、その結果を防火対象物点検結果報告書により毎年報告してください。

防災管理点検資格者による点検を実施し、その結果を防災管理点検結果報告書により毎年報告してください。

様式第8号

年	月	日
消建第		号
豊中市消防長		

第 年 月 日 号

様

印

不 同 意 通 知 書

下記の申請書は、防火に関する規定に不適合事項が認められ、同意できないので通知します。

記

受付年月日・番号 年 月 日 ・ 第 号

申請者の住所氏名

申 請 地

不 適 合 事 項

違反条項及び理由

様式第10号

消防用設備等
特例願出書

様 願出者 建築主住所 建築主氏名 電話番号 設計者住所 設計者氏名 (法人の場合は名称 及び代表者氏名) 電話番号	年 月 日 印 印			
対象物所在地				
対象物所名称				
用 途	項			
規模・構造	敷地面積	造 地上 m ² 建築面積	階 地下 m ² 延べ面積	階 m ²
特例基準				
願出対象 消防用設備等				
願出理由				
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄			

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※は、記入しないものとする。
 3 添付書類は、付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、その他特例に係る関係図書とする。

検 査 結 果 報 告 書

下記の防火対象物について、消防法第 1 7 条の 3 の 2 の規定に基づき消防用設備等の検査を実施した結果、技術上の基準に適合しているため検査済証を交付してよろしいか。

検査年月日		年 月 日	
申請者	住 所		
	氏 名		
防 対 象 火 物	所 在 地		
	名 称		
	用 途		
	構 造 規 模	床面積	地上 階 地下 階 m ² 延べ面積 m ²
交 付 年 月 日	年 月 日	交付番号	第 号
受 渡 年 月 日	年 月 日	受領印	
消防用設備等の種類			
検 査 員 職 氏 名	職 名 氏 名		
備 考			

様式第12号

工事期間中の防火
安全対策届出書

年 月 日	
様	
届出者	
建築主住所	
建築主氏名	
電話番号	
印	
設計事務所	
責任者氏名	
電話番号	
印	
工事施工者名	
責任者氏名	
電話番号	
印	
対象物所在地	
対象物名称	
用 途	項
工事種別	
工事期間	年 月 日 ~ 年 月 日
特記事項	
※ 受 付 欄	※ 経 過 欄

- 備考 1 この用紙の大きさは、日本工業規格A4とすること。
 2 ※は、記入しないものとする。
 3 添付書類は、付近見取り図、配置図、各階平面図、立面図、断面図、工事期間中の消防計画等関係図書とする。

